長野市消防局応急手当普及啓発実施要綱

（目的）

第１　この要綱は、応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成５年消防救第41号。以下「総務省消防庁実施要綱」という。）に基づき、普及講習の実施方法並びに応急手当指導員及び応急手当普及員の養成に関し必要な事項を定め、応急手当に関する正しい知識及び技術の普及に資することを目的とする。

（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　普及講習　応急手当に関する知識と技術を身につけるために行う講習をいう。

(2)　応急手当指導員　長野市消防局が行う普及講習の指導員として、普及業務を行う者をいう。

(3)　応急手当普及員　デパート、旅館、ホテル、駅舎等多数の人が出入りする事業所（以下「事業所」という。）の従業員又は自主防災会その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の構成員に対し、応急手当に関する普及業務を行う者をいう。

（普及講習）

第３　普及講習の種別及びその主な内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　普通救命講習Ⅰ及び普通救命講習Ⅱ　自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の使用を含む心肺蘇生法（主に成人を対象）及び大出血時の止血法

(2)　普通救命講習Ⅲ　ＡＥＤの使用を含む心肺蘇生法（主に小児、乳児及び新生児を対象）及び大出血時の止血法

(3)　上級救命講習　ＡＥＤの使用を含む心肺蘇生法（成人、小児、乳児及び新生児を対象）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当及び搬送法

(4)　救命入門コース　胸骨圧迫及びＡＥＤの取扱い

（応急手当指導員）

第４　応急手当指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適当と認める者について、消防長が認定するものとする。

(1)　次のア又はイに該当する者で､別に定める応急手当指導員講習Ⅰを修了した者。ただし、アに該当する者で、応急手当指導員の認定を行う時点において、過去１年間に30時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事している者については、応急手当指導員講習Ⅰを免除することができる。

ア　救急救命士又は救急隊員の資格を有する者

イ　消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

(2)　前号以外の消防職員（応急手当の普及業務に関し、消防職員と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める消防団員を含む。以下同じ。）又は消防職員であった者で、別に定める応急手当指導員講習Ⅱを修了した者

(3)　応急手当普及員として認定されている者で、別に定める応急手当指導員講習Ⅲを修了した者

(4)　応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

第５　応急手当指導員（消防職員を除く。）は、普及講習の指導員として応急手当に関する普及業務を行うためには、３年に１回別に定める応急手当指導員再講習を受講するものとする。

（応急手当普及員）

第６　応急手当普及員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適当と認める者について、消防長が認定するものとする。

(1)　別に定める応急手当普及員講習Ⅰを修了した者

(2)　次のアからウまでのいずれかに該当する者で、別に定める応急手当普及員講習Ⅱを修了した者。ただし、ア又はイに該当する者で、過去２年以内に消防機関に在職し、応急手当の普及啓発活動に従事していた者については、応急手当普及員講習Ⅱを免除することができる。

ア　救急救命士の資格を有する者

イ　消防機関在職中に応急手当指導員の資格を有していた者

ウ　消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

(3)　応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

(4)　現に教員職にある者に対する応急手当普及員講習については、講習の質を担保するものであれば、講習時間を短縮し実施することも可能とする。

第７　応急手当普及員（消防職員を除く。）は、事業所の従業員及び防災組織等の構成員に対して応急手当に関する普及業務を行うためには、３年に１回別に定める応急手当普及員再講習を受講しなければならない。

（修了証及び認定証等）

第８　消防長は、応急手当指導員が指導する第３第１号から第３号までに規定する普及講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別に定める修了証を交付するものとする。

２　消防長は、応急手当普及員から申請があった場合は、当該応急手当普及員が指導する第３第１号又は第２号に規定する普及講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別に定める修了証を交付することができるものとする。

３　消防長は、第３第４号に規定する普及講習に参加した者に対し、別に定める参加証を交付するものとする。

４　消防長は、応急手当指導員又は応急手当普及員（以下「応急手当指導員等」という。）として認定したときは、それぞれの認定に対応した別に定める認定証を交付するものとする。

（記録）

第９　消防長は、普及講習を修了した者の氏名及び修了年月日等を記録し、保存するものとする。

２　消防長は､応急手当指導員等として認定した者の氏名及び認定年月日等を記録し、保存するものとする。

（他の地域で取得した者の扱いについて）

第10　他の地域で応急手当指導員等を取得した者の取り扱いについては、認定を受けた講習が総務省消防庁実施要綱に基づく講習であれば、他の地域で認定を受けている者についても、長野市消防長が認定したものとみなすことができる。

（認定の取消し）

第11　消防長は、応急手当指導員等が普及業務を行うにあたりふさわしくない行為を行ったときは、認定を取り消すことができる。

（補則）

第12　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、現に廃止前の長野市応急手当普及啓発実施要綱（平成５年長野市告示第 219号。以下「旧要綱」という。）第８第１項の規定により交付を受けている普通救命講習Ⅰ修了証、普通救命講習Ⅱ修了証及び上級救命講習修了証（長野市応急手当普及啓発実施要綱の一部を改正する要綱（平成17年長野市告示第 683号）附則第２項の規定によりなおその効力を有することとされているものを含む。）は、第８第１項の規定により交付を受けた修了証とみなす。

３　この要綱の施行の際、現に旧要綱第８第２項の規定により交付を受けている応急手当指導員認定証及び応急手当普及員認定証は、第８第３項の規定により交付を受けた認定証とみなす。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の長野市消防局応急手当普及啓発要綱の規定は、平成28年４月１日以後に行われる普及講習について適用し、同日前に行われた普及講習については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成30年１月１日から施行する。